

○デジタル庁令第六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(公的給付の支給等)

第二条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇 略〕

十一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。)

〔一二〇 略〕

十七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十五号に規定する事務に係るものに限る。)

〔一八〇 二三の二 略〕

二十四 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付又は育児休業等給付の支給(番号利用法情報提供省令第一百一十一条第二号又は第百十四号第一号に規定する事務に係るものに限る。)

〔二五〇 四十一 略〕

四十二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施(番号利用法情報提供省令第五十七号第三号、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。)

〔四三〇 四五 略〕

(公的給付の支給等)

第二条 〔同上〕

〔一〇 同上〕

十一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。)

〔一二〇 同上〕

十七 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還(番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。)

〔一八〇 二三の二 同上〕

二十四 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付又は育児休業等給付の支給(番号利用法情報提供省令第一百一十一条第二号又は第百十四号第二号に規定する事務に係るものに限る。)

〔二五〇 四十一 同上〕

四十二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施(番号利用法情報提供省令第五十七号第一号から第四号まで、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。)

〔四三〇 四五 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。